

## INFORMATION

- 伊勢崎市役所 …………… ☎0270-24-5111
  - 赤堀支所 …………… ☎0270-62-1151
  - あずま支所 …………… ☎0270-62-1311
  - 境支所 …………… ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- 災害情報案内(24時間) ☎050-5536-6965
  - 救急病院等案内(24時間) ☎0270-23-1299

### 公立幼稚園、小・中学校の長期休業期間を変更します

令和6年度から、市内の公立幼稚園、小・中学校の夏季休業と冬季休業の期間を右記のとおり変更します。詳しくは幼稚園や学校からのお知らせを確認してください。

※年度により祝日などの関係で期間を変更する場合があります

- 夏季休業期間＝7月21日から8月31日まで  
※令和5年度は8月28日まで
  - 冬季休業期間＝12月25日から翌年7年1月6日まで  
※令和5年度は12月24日から
- 問い合わせ 学校教育課(☎27-2789)

### いせさき情報メールに登録を!

防災・防犯・行政情報をメールで配信しています。携帯電話で次のアドレスに空メールを送信して登録しましょう。[t-isesaki@sg-p.jp](mailto:t-isesaki@sg-p.jp)  
問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



### ごみ分別アプリ「さんあ〜る!」

ごみの分別、ごみ出し日  
スマホひとつでスマート管理!  
問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)

### インターネット公売を実施します

市税などを滞納している人から差し押さえた財産を公売します。参加申し込みや入札は「KSI官公庁オークション」のホームページ(<http://kankocho.jp/gov/6066167829?p=au>)から受け付けます。公売は中止する場合があります。事前に市ホームページを確認してください。

参加申込期間 4月16日(火)午後1時から5月7日(火)午後11時まで  
入札期間 5月14日(火)午後1時から21日(火)午後1時まで

※動産は16日(木)午後11時までです  
対象物件 不動産は下表のとおりです  
※動産は市ホームページで確認してください

所在地	地目・種類	登記上の面積
波志江町	宅地	363.27㎡
	居宅	267.76㎡
境保泉	宅地	115.93㎡
	居宅	614.00㎡
		93.10㎡

問い合わせ 収納課(☎27-8804)

### お知らせ

第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン(基本構想)(素案)および第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂素案)に関するパブリックコメント手続の結果を公表しています

企画調整課(☎27-2707)  
第3次伊勢崎市総合計画長期ビジョン(基本構想)(素案)および第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂素案)に関するパブリックコメント手続の結果を、企画調整課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市ホームページで公表しています。

西部土地区画整理事業換地計画の縦覧

区画整理課(☎27-2771)  
西部土地区画整理事業換地計画を縦覧します。  
期間 4月9日(火)から22日(月)まで  
会場 区画整理課

意見書の提出  
この計画について意見がある人は、意見書を提出することができます。住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入

### 浄化槽の転換費用を補助

資源循環課(☎27-2732)  
個人宅のくみ取り槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合や、個人宅を建て替えて合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。交付区分は次の①から③、金額は下表のとおりです。対象の工事や申請方法などの詳細は問い合わせるか、市ホームページを確認してください。



▲市ホームページ

した意見書を直接会場または郵送で市長宛に提出してください。  
※様式は問いません  
宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所区画整理課  
締切日 4月22日(月)(消印有効)

国民年金の加入手続きを忘れない  
年金医療課(☎27-2741)  
日本に住む20歳以上60歳未満の人は、必ず公的年金制度に加入しなければなりません。手続きを忘れると将来受け取る年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりします。加入している公的年金制度に変更があった場合は、忘れずに本人と扶養配偶者の手続きをしてください。

国民年金に加入する  
次のようなときには市役所または各支所で国民年金に加入する手続きをしましょう。  
●会社などを退職した  
●会社員などの扶養配偶者から外れた  
●配偶者が退職した(その配偶者の扶養だった場合)  
●用意する物 マイナンバーカードまたは本人確認ができる物・年金手帳または基礎年金

合併処理浄化槽に転換する場合(建築確認を伴わない工事)  
※撤去工事または再利用工事にかかる費用に対する撤去費補助金が加算されます  
②準転換設置 ①のうち、くみ取り槽や単独処理浄化槽をやむを得ない理由により、撤去できずに合併処理浄化槽を設置する場合(建築確認を伴わない工事)  
※①②には宅内配管工事補助金が含まれます

③建替等設置 ①くみ取り槽や単独処理浄化槽を使用する住宅の建て替えなどに伴い、くみ取り槽などを撤去または雨水貯留槽に再利用し、合併処理浄化槽を設置する場合(建築

番号通知書・社会保険離脱脱明書(退職した会社で発行)など  
※代理人が手続きする場合は委任状が必要ですが  
【厚生年金に加入する】  
国民年金に加入している人が会社などに就職したり、会社員などの扶養配偶者になったりしたときは、事業主が厚生年金などに加入する手続きを行います。

国民年金に加入中の人が転入・転居・転出などの住所変更や婚姻・離婚などによる氏名変更をした場合の年金に関する届け出は、原則不要です。  
問い合わせ 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎02712311719)

第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂しました  
企画調整課(☎27-2707)  
第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂しました。この総合戦略は、企画調整課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市ホームページで公表しています。

### 令和6年度 浄化槽設置補助金の交付額

設置する浄化槽の規模	区分		
	①転換設置 +宅内配管工事	②準転換設置 +宅内配管工事	③建替等設置
5人槽	65万円	45万円	25万円
7人槽	68万円	48万円	28万円
10人槽	71万円	51万円	31万円

※公共下水道などが利用できる区域は補助の対象外です  
※①の場合、既存単独処理浄化槽などの撤去または再利用費用に対し、最大9～12万円の補助金が加算されます

建築確認を伴う工事)  
※撤去作業工程の写真がない場合、補助対象にならないことがあります  
\* \*  
いづれも \* \*  
申請期限 令和7年1月31日(金)  
※浄化槽の設置工事は補助金交付決定通知後に始めてください

伊勢崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画を策定しました  
国民健康保険課(☎27-2732)

データヘルス計画とは、国民健康保険(国保)加入者の健康の保持増進を目的として、市が保有する健診情報や医療情報のデータを分析し、国保加入者の健康課題に即した効果的・効率的な保健事業を行うための事業計画のことです。また、特定健康診査等実施計画とは、国保加入者の生活習慣病の発症や重症化予防を目的として、より効率的な特定健康診査・特定保健指導を実施するための事業計画のことです。本市では、計画期間を令和6年度から11年度の6年間とし、国保に加入している人の健康寿命の延伸や医療費の適正化を目的として、今後実施すべき保健事業の取り組みを計画書にまとめました。

詳しくは市ホームページに掲載しています。  
問い合わせ 国民健康保険課  
または健康管理センター(☎236675)

支給月額 3000円  
申し込み 4月22日(月)から5月31日(金)までに学校が発行する在学証明書・通帳など口座の分かる物(保護者名義の物)を持って障害福祉課・各支所市民サービス課または専用ホームページ(<https://logoforn.jp/form/Gpfu/505697>)から申し込んでください  
出生した子どもの福祉医療制度の手続きが電子申請でできるようになりました  
年金医療課(☎27-2740)  
対象 次の全てに該当する人  
●子どもが出生日から本市に住民登録されている  
●子どもの健康保険証が出生日から認定されている  
●子どもの健康保険証の被保険者(保険証の代表者)が本市に住民登録されている  
申し込み 専用ホームページ(<https://logoforn.jp/form/Gpfu/449197>)から申し込んでください



▲専用ホームページ